

第28期東京都青少年問題協議会  
第3回専門部会

平成21年2月17日(火)  
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

午後6時30分開会

藤井青少年対策担当参事 大変お待たせいたしました。本日はご多忙の中、夜間にもかかわらず、青少年問題協議会第3回専門部会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから開催させていただきます。着席して進めさせていただきます。

お手元に本日の資料をお配りしてございますのでご確認をお願いしたいと思います。

資料1「青少年とネット・ケータイをめぐる問題への業界の取組状況について」ということで、桑子様にご講演していただく資料でございます。

次第の下に参考資料1から5とございまして、ただいま参考資料2と3が、後ほど吉川委員からお持ちいただけるので、まだお配りしてございませんが、吉川様からお話の中で、2月10日に、「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動の都道府県等への依頼について」ということで、内閣府をはじめとする関係省庁からの依頼文が出ておりまして、その中で出てまいります資料が、参考資料2と3、「ちょっと待って、ケータイ」「ちょっと待って！ はじめてのケータイ」ということでございますが、後ほど配付させていただきます。

参考資料1「子どもたちを有害情報から守るために」、参考資料4「楽しくて便利なネット&ケータイ。でも危険がいっぱい！」、参考資料5「ファミリールール」をお配りしてございます。2と3以外そろっておりますでしょうか。

それでは前田部会長、議事進行のほうよろしくお願ひいたします。

前田部会長 それでは早速、本日の意見聴取に入らせていただきたいと思います。

社団法人テレコムサービス協会の桑子さんに来ていただいて、サービス倫理委員長という立場で、「青少年とネット・ケータイをめぐる問題への業界の取組状況について」ということでお話をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○桑子氏 ただいまご紹介いただきました桑子でございます。座って説明させていただきます。

まず簡単に自己紹介をさせていただきますと、本来、私はケータイの業界の立場ではなくて、インターネット関係を含めまして電気通信業界全体の、違法・有害等を含めまして、まとめ役という立場で対応させていただいているものでございまして、総務省とか警察庁、内閣官房等の懇談会等の委員としても対応させていただいております。

本日は、業界の、そういった形で対応しております立場から、青少年とネット・ケータイ

イをめぐる問題への業界の取り組みということで、ケータイの関係者からもそれぞれ資料を入手して、それを含めてご説明させていただきまして、青少年問題に対しての意見交換に参加させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料について簡単にご紹介させていただきます。

内容としては、現在、ケータイ関係で、特にフィルタリングということで、ご案内のとおりさまざまな取り組みを進めてきておりますので、取り組みの概要と、総務省とケータイ事業者の間でどんなやりとりが行われてきて、現在、どういう状況にあるかというお話を、流れに沿ってさせていただこうと思っております。

後半では今後の取り組みということで、2月10日にも発表されております資料を含めながら簡単に言及させていただこうと思っております。

まず、フィルタリング関係の取り組みということで進めていきたいと思っております。

この辺のお話は先生方十分ご理解いただいているところかと思っております。携帯インターネット上の有害情報サイトへのアクセスをブロックするというので、現在、ケータイ・PHS会社はアクセス制限サービス、有害サイトアクセス制限サービスと呼んでおりますけれども、これを無料で提供させていただいているわけでございます。うたい文句としては、このサービスを利用することによって、子どもたちの有害情報サイトへのアクセスを防ぐことが可能になるということで、安心して携帯電話を持たせることができますということで進めてきているわけです。

このサービス自体の申し込みは非常に簡単な形で対応しているわけで、契約者が特に未成年の場合が問題なわけですけれども、保護者の方からの申し込みで簡単に可能という形で対応しております。

フィルタリングサービスの概要、これは十分ご承知のところでは恐縮ですが、有害サイトアクセス制限サービスについては、青少年に望ましくないサイトにアクセスできないようにする機能ということで、ここにありますとおり、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式という二つの方式で提供させていただいているところですが、ホワイトリストについては、ケータイ事業者が一定の基準を満たしたサイトを公式サイトということで選別しまして、それ以外のサイトへのアクセスを制限しているというやり方です。

公式サイトの中から、さらに現在、制限を加えているということで、下の例にありますように、こんなようなものが公式サイト、ホワイトリストとしてOKなもの代表例ですが、その中で、コミュニティ/ SNSの関係については、現在、ホワイトリスト方式の中

では閲覧が不可という形をとっている状況になっております。

ブラックリスト方式については、特定のカテゴリーに属するサイトへのアクセスのみを制限する、その他はOKという形をとっております。

例にございますとおり、こんなサイトが制限されておりますということで、違法行為、薬物等の不法サイト、アダルト、セキュリティ、出会い系、ギャンブルなどという形でございまして、この中にはブログとかSNS等のサイトなども対象になっているという形です。

こうしたときに、ホワイトリスト方式はOKのもののみという形ですから、実際に見られる範囲は狭まってしまいます。ブラックリスト方式については、これはだめという形ですが、これもいろいろな問題があるところでございます。いずれにしろ、現在のケータイのフィルタリングサービスについては機能的にかなり限られたものになっております。

フィルタリングの機能ということで、いわゆるPC、通常のインターネットでのフィルタリングの機能と、ケータイのネットの機能を比較したものがこちらでございまして、選択の幅という観点では、ケータイはキャリアからの指定のみであり、見せたいジャンルの選択も固定であり、コミュニティサイトの扱いは固定で禁止ということで、通常は解約しないとアクセスできないという形、それから、時間制限とかアクセス履歴の確認も一部のみ可能ということで、左側のパソコンによるインターネットのアクセスと比較するとだいぶ制限が多いというのがご理解いただけるかと思えます。

こうした中で、平成18年の11月以降、総務大臣から、ケータイ・PHS各社への要請ということが相次いで出てきているわけでございます。順に、その辺の要請内容と、どんなふうに強化してきたかというお話を確認させていただきたいと思えます。

18年11月時点での要請が、もともとフィルタリングの導入ということであったわけですが、その後、平成19年12月時点で、さらに強化ということで、6ページにありますような取り組みが要請されたところでございまして、もともと新規契約者に対する親権者への意思確認、保護者、親に対しての意思確認というものがあったわけですが、平成19年12月時点での要請としては、フィルタリングの利用を原則とした形での親権者の意思確認を実施という形に変わっております。18年11月時点は、意思確認ということで、どちらでしょうかというものであったものが、あくまでもフィルタリング利用を原則ということで強化されてきたところです。

既存の契約者に対しても同様な形で、フィルタリングの利用を原則とした形での意思確

認への方向に、この時点からなっている。取り組みも、従来ですと、フィルタリング  
ということの認知率ということで、各ケータイ会社等が自己評価するような形であったん  
ですが、19年12月以降については具体的に利用者数を、業界として定期的に公表する  
ことで対応を進めてきている状況です。

この対応につきましては、ここにありますように、結果として、2008年1月以降に  
ついては、新規契約については、未成年の契約及び、保護者が18歳未満の者に利用させ  
るために新規契約する際は原則加入ということの方式に切りかえたところございまして、  
具体的には、もともとはフィルタリングサービスについては、要るか要らないか、要か不  
要かを選択いただく形で申し込みをいただいていたものを、右側にあるような形の、三つ  
のパターンのいずれかということで、いずれも原則は要という形の書式になっております  
けれども、これを採用するという形で各社取り組んできている形でございます。

平成20年4月25日の時点でまた大臣要請が行われたわけですが、この時点  
におきましては、私も委員として参加させていただいておりました総務省の「インターネ  
ット上の違法・有害情報への対応に対する検討会」の中間取りまとめを受けて要請が出さ  
れた状況ございまして、主な要請内容にありますとおり、総務省の検討会におきまして  
は、PTAの立場の代表の委員の方々も参画しながらさまざまな議論をしてきたところで  
すが、ホワイトリストないしはブラックリストという方式では、実際に使用する子どもた  
ちが、本来見たいサイトがケータイから見られなくなってしまうということで非常に問題  
ではないかという議論が出てきたところです。その結果として、子どもらがフィルタリン  
グというものを使わないようになってしまわないかという話がかかり出てまいりま  
して、そういった状況を踏まえて考えますと、先ほどありましたホワイトリスト方式、ブ  
ラックリスト方式だけでは問題があるということで、右側の にございますように、第  
三者機関が認定するリストをサービスに反映することが必要ではないかという話になっ  
たところです。

すなわち、認定されたサイトについては見てもいいのではないかとということで、認定サ  
イトに関して、ある専門の方々が高基準に沿ってしっかりと認定する、確認するというこ  
とで、認定を受けたものについては反映する、見ることができるようにするというのを、  
この検討会での議論を踏まえて加えたというのが1番目の要請でございます。

としては、その要請を18歳未満の既存契約者に対しても実施することという内容、  
としては、利用者の選択肢を増やすサービスの早期検討及び実施時期の周知というこ

ろでございます、フィルタリングということで、機能的にかなり制限があるという話をさせていただきましたが、もう少しPC並みに、例えば一律に制限するのではなくて、小学校、中学校、高校ということで、年齢に応じてOKかどうかという範囲を検討するというようなことを含めて、もう少し利用者の選択肢の幅をふやせる努力自体が必要ではないかということで3番目に盛り込まれている形です。というような形で、大臣要請もいろいろな多面的な内容が出てきております。

これらの要請を踏まえまして、業界としても新たな取り組みとして、18歳未満の既存の契約者へのフィルタリングサービス利用推進策を実施するというところで、平成21年1月以降順次、親権者から不要との申告がない場合においては、既存契約者についてもフィルタリングを適用するというを順次設定するというを進めたり、先ほど第三者機関の認定という話をさせていただきましたけれども、ここにありますとおり、モバイルコンテンツ審査運用監視機構、ご承知かと思いますが、EMAという組織が本格的に健全サイトの認定の審査を始めておりまして、1月30日現在で認定されたサイト一覧ということで下のほうにつけさせていただいておりますけれども、こういった形で、現在も認定が順次行われている状況になっておりまして、18歳未満でも問題ないサイトについては追加という形で認定がされておりますので、こうしたサイトについて、ケータイ各社においても、これを見られるようにするというシステム的な対応を現在進めているという形でございます。

フィルタリングサービスの拡充という観点では、先ほど触れたところでございまして、小学生から高校生まで同じアクセス制限であること自体おかしいのではないかとということで、今後は年齢に応じたブラックリストを提供するところとか、第三者の認定サイトに加えて、親権者が、親が子どもに見せても大丈夫と判断した特定サイトについては、それをしていただいて、適用対象範囲から除外して見れるようにするという機能も、今後の取組として検討を進めるということで動いている状況でございます。

こちらの表は、いままでのケータイ・PHS各社の取り組みをまとめさせていただいたものでございまして、今のいわゆる第三者機関の認定については、ドコモにおいては本年1月から、KDDIについては2月からというような形で順次進めている状況でございます。

の部分について、契約者の保護者に対する意思確認等については、昨年秋ごろから本格的に動きだしているという形でございます、不要の申し出がなかったものに対して

のフィルタリング設定については、ある程度の時期を置くということで動いてきたわけですが、本年1月以降、特に申し出がない場合についてはフィルタリングの設定を行う方向で対応させていただいております。

今後の多様化、例えば保護者が実際にOKしたサイトを設定できるという部分については、時期未定のところもございますけれども、ドコモにおいては一部動きだしたというような形でございまして、いままでの指摘、総務省の検討会などでの提言事項を含めまして、このような形で取り組ませていただいている状況になっております。

現在のフィルタリングという観点については、先ほど、具体的な数字を業界として公表することという話をさせていただいておりますが、ケータイ・PHS5社が加盟しております社団法人電気通信事業者協会から、現在、フィルタリングの普及状況については公表されているわけですが、昨年末時点で約500万人という形でございまして、このような取組の結果として、かなり増えてきている状況でございます。

こうした状況の中で、今後の取組等ということでいくつか言及させていただきますと、業界としても一番重要なところは、利用する青少年の方々も、利用におけるリテラシーについて、どういったことをすると問題が起きてしまうのかということを含めたものをしっかりご理解いただくことが最も重要じゃないかなと考えておりまして、お客様とあらゆる接点でリテラシー教育向上活動を実施するというで動いている状況でございまして、例えば新規加入時とか、ショップに来店された際、マナーブックを配付させていただいたり、店頭での説明を徹底させていただくというような取組を進めてきている状況でございます。

その他、キャンペーン等への積極的参加という観点では、例えば自治体関係の主催の会議にかなり積極的に、ケータイの事業者ないしは電気通信事業者協会が参加している状況でございます。また、事業者としての共同キャンペーンを行っておりまして、ポスターとかチラシを配付させていただく、ケータイ安全教室という出前の講座をかなり実施しているということで、しっかりご理解いただくことということで、この辺に重点を置いている状況でございます。

ご承知のとおり、ケータイを含めまして、インターネット関係全般に関してはeネットキャラバンというものを、これまで3年間取り組んできております。この取組につきましては、電気通信関係の業界4団体でございますが、業界4団体及びインターネット協会等が入りまして、総務省及び文部科学省ということで、合計八つの団体等が協議会を設けて、

小中学校に出向いて、インターネット関係のリテラシー向上ということで取り組んできておりました、特に重点としては、児童生徒に対しての安全安心教室よりも、特に保護者の方々にしっかりと理解いただきたいという思いで、保護者を中心に、また、先生方を中心にeネットキャラバンという取り組みを進めさせていただいているところでございます。eネットキャラバンは引き続き4月以降もしっかりと実施していく予定となっております。

これもご案内のとおりかと思いますが、2月10日付ですでに報道発表等も行われておりますけれども、内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省ということで、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動の都道府県等への依頼が行われております。

依頼の内容としては、下の2番のところでございますように、都道府県や教育委員会等においては、青少年インターネット環境整備法が4月1日から施行されるわけですが、施行に当たり、青少年におけるフィルタリングの普及促進その他インターネットの適切な利用のため、別添資料を参考にとということで、別添資料としては、本心配付、追加でいただいているものも含まれておりますけれども、「子どもたちを有害情報から守るために」というリーフレットとか、「ちょっと待って！はじめてのケータイ」でございますけれども、これを参考に、学校関係者及び保護者をはじめ住民に対する教育啓発活動に取り組むとともに、管内の市町村教育委員会及び学校にも本趣旨を周知すること、警察においても適切な利用のための啓発活動に取り組むことなど、この問題に関して周知啓発活動の重要性ということで、2月10日付で報道発表されたものと理解しております。

総務省の、12月末に最終的な報告書も公表されておりますが、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の会合におきましては、さまざまな有識者の方々のご指摘を踏まえて議論を行い、パブリックコメントを行った上で、最終報告書が12月26日だったと思いますが、公表されたわけですが、ケータイを含めたインターネット全般の今後の取組の方向性としては、こんなような形での報告書が出ております。

インターネットの利用環境の整備については、基本的にはこれまでどおり民間の自主規制によるものが望ましいというところでございますけれども、いままで通信業界は4団体ございまして、私のいるところもその一つでございますが、4団体で違法情報等対応連絡会というものを設けまして、いままで違法情報への対応のガイドラインとか契約約款モデル条項などを策定してきておまして、連絡会の主査は私が仰せつがっているところですが、業界としては統一した取組をこれまでも進めてきたところです。



ただ、実質的に硫化水素の問題とかさまざまな問題が続出している中で、この検討会における議論としては、これまでの業界だけの取組では不十分ではないか、ネット・ケータイの問題については、すべての関係者、すなわち利用者を含めた関係者がこうした取組に参画する仕組みが求められているのではないかという指摘をさせていただいています。

2番目の○ですが、この取組を可視化するための手法を検討することが必要じゃないかということで、しっかりと取り組んでいる事業者と取り組んでいない事業者、そういったところも、一般の利用者の皆さんからある程度見えることが必要ではないかということです。可視化する取組みという観点で新たな取組みとして、自主憲章的な目標を宣言するというようなことまで盛り込んでおまして、要は利用する人だれもが簡単に参画できる仕組みということで、例として地球温暖化防止のための「チーム・マイナス6%」というようなものが動いているのはご承知かと思います。こんなようなものを想定しておまして、自主憲章というようなものをつくって、すべての利用者が、もちろん保護者も含めた話でございますが、インターネットのいろいろな問題に対して取り組んでいく必要性を、検討会としての報告書の中に盛り込ませていただいたところでございます。

具体的な取組みとして、安心ネットづくり促進協議会が来週27日に発足する予定でございまして、この協議会については、先ほどの報告書を踏まえて動きだすわけですが、いままで違うところとしては、これまでの取組みは通信事業者、電気通信関係の業界、関係省庁のみの取組で来ておりますが、発起人の中にもございますとおり、例えば全日空さんとかベネッセさんとか東京海上さんを含めまして、すべてのメンバー企業としての、通信関係以外、さまざまな関係者が安心ネットづくりという観点ではかかわっている必要があるんじゃないかということで、発起人として名を連ねていただいております。右側にありますような活動の柱、3本からなっておりますが、総合的なリテラシーの向上、2番目として、これまでの意識的な取組をもう少しeネットづくり、自主憲章の形の、国民運動的に広げた取組が必要、そして、利用環境整備に関してのいろいろな知見の集約を三つ目の柱に据えて動いていくという状況になっております。

簡単ではありますが、ケータイを中心に、これまでのケータイ事業者、業界の取組みと、全体的な動きということでご紹介させていただきました。

○前田部会長 どうもありがとうございました。ケータイ、フィルタリングを中心にですが、全体にわたっての流れを非常にわかりやすくご説明いただけたと思うんですが、何かご質問はございますでしょうか。どなたからでも結構ですので。

○新谷委員 ありがとうございます。親の責任、自己責任ということでしょうか、親が理解不能というのが現実でございます。というときには、理解している側が手を打つべき、理論ではなく、現実を見て実際に対応していくべきだと思っておりますので、企業や行政、社会の全体の力を借りたいと思っています。

ご質問ですが、四つあります。

まず1点目は、具体的ですが、子どもが使用する場合にいろいろ法律も強化されて、守る仕組みになっていますが、親が契約時に、子どもが使うかどうか確認、これはどのようになっているのか詳しく教えていただきたいと思います。「利用者は子ども」という確認事項が申込書に入っているのかどうか、それとも口頭の申告なのかどうかということですね。

大人かどうかの認証をユーザーにやらせることに関して、親が本当にわかっていればいいんですが、このパンフレットにありますように、子どもに頼まれてフィルタリングを入れられないとか、外してしまう親が多い現状であって、そういう認証をユーザーにやらせるのではなく、例えば確認事項を入れて、それに違反した場合には、違反といいますか、違った場合には事業者の免責にもなると思うんですね。

もっと具体的にいうと、子ども端末は500円引くとか、利益供与、子ども割りなんてすると親は絶対申告すると思うんですけども、そのような確認はどのようになっているのか、もう少し強く、認証を事業者側でやるというような、利益提供、子ども割りということができないのかどうかという可能性についてお伺いしたいと思います。

2点目は、フィルタリングですが、パソコンのように細かく設定できない現状をもう少し改善できないのかどうか。例えばクレジットカードの入力画面には行かないようにするとか、ケータイのほうでもそういったことができないのかどうか。

三つ目は第三者機関の認定ということですが、自主規制をやっていただいて本当にありがたいと思っています。第三者機関の認定ですが、例えばGREEのサイト、これはいろいろな問題がありますし、監視体制、さまざまな制限設定も不十分、でも、OKになっているということに対してどういうふうに捉えているのか。

自主規制ということでありがたいんですが、大きなムーブメントにしていきたいということがあって、大賛成ですが、企業の方がいつも自主規制をきちんとやってくださっているのですが、企業は利潤追求と、CSRとしてこういったものを、子どもを守っていくという姿勢を打ち出すということと、どうしても二律背反の二面性を持っていると思います。そういったことを具体的に業界の中で、また社内でどのような連携をとって、どのような

バランスをとっているのか、具体的な議論の過程や仕組みなどについてお伺いできたらと思います。

四つ目ですが、ケータイとかフィルタリングではないんですが、業界の姿勢としてお伺いしたいんですが、ネットでは実際に年齢の確認というのは、画面上で便宜上行うだけで、子どもであっても、僕は大人ですと答えてしまえば、有害情報でも何でもアクセスできてしまうというのが現実だと思います。成人向け漫画、ゲーム、凶器、ナイフなども子どもが買うことができるという現実がありますので、こういった点について業界では何か取り組んでいることがおありかどうか、どんなお考えか、以上お伺いしたいと思います。

○前田部会長 ケータイ業界の代表ではないので、お答え可能な範囲でお願いいたします。

○桑子氏 親が契約時、子どもが使うかどうかの確認という1点目でございますけれども、私の知っている範囲では、そこは書面にはないかと思いますが、販売店等では、実際に使うのはだれか、18歳未満かどうかということの確認は今徹底されていると理解しております。基本的には、現状としてはそのレベルで対応していると考えております。

先生のご指摘にありますように、子どもが使う場合はある程度安くするような形の取り組みまではまだ聞いておりません。出ていないと思います。

2点目ですが、フィルタリングということのPC並みという機能については、先ほどの説明の中でも簡単に触れさせていただきましたが、大臣からの要請等の中にも、今後、ケータイ各社については、フィルタリングの機能の多様化ということの要請は出ているわけございまして、それぞれの事業者ごとに検討を進めていると理解しております。

第三者機関という話の、今のサイトの中で、実際は問題があるのではないかというご指摘でございますが、今のサイトについては、認定をするための判断基準のガイドラインを、学識経験者の方々を中心とする検討の部会で設定して、そのガイドラインを用いて、別のメンバーが運営を行っている、すなわち認定を行っているという形で、これも学識経験者を中心とするメンバーからなる中で具体的な認定が行われている状況になっています。

もともと、認定の中でどこまでしっかりと対応できているかということで、本来問題ではないかというようなところも出ているのかなと思っています。

先ほどの資料にもございますとおり、ようやく認定が本格的に始まって、1月30日現在であのような状況になっていますので、今後、認定については、今のような先生のご指摘を踏まえて、いろいろ見直し等も含めて、今後また出てくだろうと考えております。まだ十分でないところも多々あるかと考えています。

C S R的な具体的な議論が今どうなっているかということについては、業界全体でC S R的にどうという話まではなかなかいってない状況でございまして、私が知っておりますケータイについては、特に比較的大きな事業者、大手が多いわけですから、その辺の話については、企業ごとに取組も考え方も違うところで、それぞれ取り組んでいる状況だと見ております。

ネット上の年齢確認の問題は、ケータイというよりはインターネット全般にも言えるところかと思えます。大人かどうか、18歳未満かどうかということを知っていて、それにイエスと答えてしまうとそれっきりという状況もあるわけです。

一般的にとっておりますのは、ネットにおいて、例えば支払い等が伴う場合についてはクレジットカードの番号を入力いただくということで確認をとるような仕組みもあるわけですし、基本的には、クレジットカードということになれば18歳未満は原則は所有していないはずということの確認のレベルになっています。

ですから、保護者等から番号を入手しておいて対応することになれば、その辺の年齢確認は、現状としてはまだまだ不足であろうと思っております。年齢確認自体は、いろいろな意味で、ネットですべてカバーするということになると難しい問題でして、例えば国民背番号制みたいなものがない限りは、現実問題なかなかできないところでもあろうかと思っております。

とりあえず以上でございます。

○前田部会長 どうもありがとうございました。ほかにご質問いかがでしょうか。

フィルタリングの普及が500万になったということですが、母数はいくつぐらいになっているか、パーセンテージはどのくらいなんでしょうか。

○桑子氏 この数字は、いわゆる18歳未満ということでの、ケータイ・PHS所有者の合計数字ですけれども、もともとの母数がどうなっているかということに関しては、現在、日本のケータイの人口は8,000万、9,000万という形になってはいますが、そのうち、もともとベースが18歳未満がいくらあったかという数字が、持っていない状況でありましたから、肝心の母数が見えないところで、この辺は今後の課題かなと思っております。

○前田部会長 フィルタリングをつけているものが着実にこの割合で増えてきているということですね。

○桑子氏 はい。

○前田部会長 ほかにどなたか、ご質問いかがでしょうか。

○内山委員 保護者から了解をとればいいというようなシステムになっているということですが、ケータイの世界はそもそも子どものほうが詳しいんじゃないかと思うんですね。親があまりこういった状況について理解していないかもしれないので、このシステム自体が本当にうまく機能するんだろうかという心配はちょっとするのですが、その辺はどうお考えなのでしょうか。

○桑子氏 今のご指摘のとおり、ケータイに限らず、インターネット関連全般に言えることかと思いますが、親よりも一般的に子どものほうが詳しい世界ということで、従来は、本来であれば親が、保護者が子どもに対していろいろなことを教えてきたということで継承されてきたわけですが、ネットの世界、ケータイの世界についてはそれが通用しない、いままで経験したことのないような状況が起きていると考えています。

そうした観点で、保護者からの了解が果たしてちゃんととれるのかという議論は、先ほどのお話にありました総務省の違法・有害の検討会の中でもだいぶ出てきたところでございまして、そもそも理解してない親ですから、子どもが、ホワイトリスト、ブラックリスト、要はフィルタリングを適用させると、学校に行っても仲間外れになってしまう、僕だけ見れない、私だけ見れないというサイトが出てきてしまう、だから、それはできないということを言ったときに、たぶん親はわかったということで引かざるを得ないのではないかと、というような趣旨の意見が、PTAの立場の委員の先生方からも出ていたところでして、その辺のところは確かにあるところかなと思っています。

そういった意味において、最後の部分で触れておりますが、この問題全般に関しては、使わせるからには、親がそもそもしっかりと理解していないといけないのではないかと。そういった観点で、4月から動き出す青少年インターネット環境整備法においては、保護者の責務ということが初めて法律にも明記されたわけございまして、その部分の重要性を改めて保護者の方々にご理解いただく必要があると考えております。

○前田部会長 ありがとうございます。ほかにご質問いかがでしょうか。

○吉川委員 桑子さんのほうでちょっとわからないかもしれないんですが、EMAの認定サイトの中でSNSが結構ありますよね。mixiとかMySpaceとか。

この資料でも、ケータイのフィルタリングでは、コミュニティサイトは固定で禁止というのが前提であるにもかかわらず、例外的に認定されて、今、フィルタリングを通過しているわけですよ。

EUでは今、大手のSNSの事業者が、子どものプライバシー保護とかいじめ撲滅の条約に署名したということで、子どもを守る動きが強まっている中で、日本はちょっと逆行しているような印象があるんですね。

調査によると、My Spaceや大手のSNSの中に性犯罪者が9万人もいることが確認されたということで、アメリカに調査報告がされているぐらい、SNSというのはコミュニティ機能に特化しているものなので、子どもにとっては非常に危険じゃないのかなと思うんですが、これが例外的に認定された理由、コミュニティサイトだけれども、例外的に児童の保護のために特別なことをやっているという事情があったのかなのか、もしご存知だったら教えていただけないでしょうか。

○桑子氏 その点に関しては私も存じ上げておりません。SNSについても、以前聞いたところによりますと、ある程度会員の規模によってサイトの監視をしているということで、監視についても、サイトの全体のページ数に対して監視員が何人いるかというようなところも、現実問題としてある程度考慮すべきじゃないかという話も聞きましたので、そういったところを徹底するというところもあったのかなと思われそうですけれども、正確なところは聞いておりません。申し訳ありませんが。

○前田部会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

前々回、後藤委員に児童ポルノのお話、前回、吉川、安川両委員から有害情報に関するお話をいただいたわけですが、きょうの桑子さんのご説明も含めて、今回の青少協の目標であるネット・ケータイの有害情報の問題についての提言をしていくということで、まだ固まっていくということではないと思うんですが、各委員、桑子さんも含めて、何かご提言といいますか、ご意見があれば出していただきたいし、先ほどの延長として質問でもよろしいですが、ご自由にご発言をいただければと思います。

○加藤副会長 どうもありがとうございました。よくわかりました。

ちょっと伺いたいのは、フィルタリングのほうは500万という具体的な数字が出たんですが、そのほか、リテラシー教育向上活動等いろいろなことをやられているということ伺ったんですが、例えばケータイ安全教室の出前講座の実施とか、いろんなチラシとか、具体的にこういうのは効果が上がっているか上がっていないか、そう簡単にわかるものではないと思うんですが、実際どういう有効性なのか、その辺のところ、わかる範囲で結構ですが。

○桑子氏 知っている範囲で対応させていただきたいと思いますが、ケータイ安全教室と

かeネットキャラバン、こうした出前講座をボランティアで対応させていただいている取組については非常に評価が高いという話は聞いております。

例えばeネットキャラバンについてでございますが、小中学校に出向いて、保護者、教職員、児童生徒を対象に、インターネット・ケータイの利用の方法、注意点等を含めて1時間程度、講習会、説明会を開催しているわけですが、今年度、昨年4月から現時点まで1,500回ぐらいの、eネットキャラバンによる説明会を開催させていただいています。

ですから、かなりの回数にもなっておりますけれども、全国の小中学校の数は3万校を超えているという話も聞いておりますので、そういった観点からすると、全体の中ではまだ一部ということで、ケータイ安全教室、例えばドコモさんとかauさんとかソフトバンクということで、それぞれの取組を進めているわけですが、年間での回数は多くても数百回という話を聞いています。

そういった意味においては、それ以外の大人もいるわけございまして、利用者の方々にどこまで広げていくかということに関しては、非常にタフな、現実を考えますとなかなか難しいところだなと思っております、もう少し、リテラシーの向上、周知啓発という観点でのいいツールとか方法があれば、そういった方法を本来検討すべきかと思っております、難しいところであるというのも現実と考えています。

○前田部会長 ほかに。

○新谷委員 意見というか要望、お願いですけれども、一つ質問ですが、ケータイ安全教室は子ども対象ですか。

○桑子氏 はい。主に子どもが対象ということです。

○新谷委員 学校で、授業の中でということですね。

○桑子氏 はい。それが多いようです。

○新谷委員 そういったことについていろいろな議論があります。学校において企業が、ケータイ会社がケータイ安全教室をしたということで、学校の先生はまだきちんとしたケータイのリテラシーの教育ができていない、カリキュラムができていない、研修も受けていない、よくわからないという現状があって、ドコモさんやいろいろなところに来ていただいて、子どもたちに授業をしていただくと非常にありがたい、有効であるという声もあります。一方で、保護者からは、学校からも、ケータイ安全教室を実施前は所持率が30%だったのが、実施後は60%になってしまったという声も現実的に多く聞かれます。

というのは、もう受けたから、三つの約束を守れば大丈夫、六つの約束を守ったら大丈夫だからということで、あと、非常に興味を持ってしまう、とても楽しい、このパンフレットにあります「楽しいケータイ」「楽しいネット」、こういったことをどうしても強調されるので、これを守っていけば大丈夫、適正に使えば大丈夫と、もちろんそのとおり、間違ったことではないんですが、そういったことによって、まだ未熟な子どもが非常に興味を持って、また、全体が受けたということがあってみんなで持つ、何とかちゃんも持つということで、所持率が倍になってしまうという現状も聞かれます。

だから、どうこうということではないんですが、結局は親の責任ということはわかっておりますが、先ほど申し上げたように、わかっている親と、意識の高い親と、全くわからない親がいるのが現状であります。

そういったときどうしたらいいかということ、セーフティネットということで、学校教育が中立的な立場で本当のことを教えて、どちらかということ、全体的には持つな、使うなという教育のほうが、親としてはありがたいのかなという気が少ししております。そうしないと二極化してしまう。わかっていない親の子はやり放題、どんどんはまっていく。わかっている親の子はきちんとリテラシーを身につけてちゃんといく。

ところが、ケータイの問題は一人だけがよくてもだめ、友達がどうだったらケータイの番号も売られてしまう、流されてしまう、プロフなんかでも、前に先生方にご発表いただいたように、いろいろ巻き込まれてしまうということがありますので、私の意見としては、企業のケータイ安全教室も非常に有効であり、ありがたい、eネットキャラバンも、親や子どもの意識啓発にありがたいんですが、一方で強く強く、学校教育のリテラシー教育を、どんな親の子どもでも一律に、中立に、効果のあるリテラシー教育の研究と実施を望む次第です。これは意見、要望ですけれども。

○前田部会長 ありがとうございます。

○桑子氏 今のご指摘は、大半の部分は確かにそういう状況かなと思っています。

資料の中で、ケータイ安全教室というものとeネットキャラバンというものがございませけれども、ケータイ安全教室については、ケータイ事業者が個別に開いている出前講座という形でございますので、それぞれの事業者によって特徴も出るのかなと。

eネットキャラバンについては、総務省、文部科学省も入って協議会ということで、いままでも検討してきておりまして、ベースとなる資料を準備させていただいて、それを活用して各事業者がボランティアで出向くということを原則にしていますので、そういった



意味ではかなり標準化が行われている部分だろうと思っています。

今のお話の中で格差という話がございましたけれども、私も格差については同感でございまして、特にインターネット・ケータイに関しては、保護者の格差がものすごく大きいと感じています。一般のものに対するいろいろな意味での格差と、ネット関係についての格差は数十倍になってしまっているケースが多いのかなと。

そういった意味で、ネットの利用に関するリテラシーの格差を、特に親の部分をどうしていくかということが一番頭の痛いところであり、重要なところなのではないかと個人的には感じております。

○前田部会長 前回、前々回の議論にもそこは出てきたと思うんですけども、親がしっかりすればということですけども、しっかりしてもらえそうもない親が、その割合が、われわれみたいに犯罪を扱っている人間だと、人口の中の1%、そういう危険な部分があると大変なことなんですね。1億人の中で100万人犯罪を犯すみたいなことになったら大変なことなので、その一部について、先ほどセーフティネットという言葉了新谷委員がお使いになりましたけど、何かできないか、学校がというのもあるでしょうし、親全体のレベルアップも、じわじわと周りから引き上げていくというのはもちろんあると思うんですけど、親が全部よくなるようにというのはなかなか大変な面もある。だから、複合的にいろいろ考えていかなきゃいけないんだと思うんですが。

資料として心の東京革命のパンフレットや、警視庁のが出ていて、それぞれがこういう取組をされていて、民間のeネットキャラバンともかなり重なってやっつけらっしゃることなんですね。中身がちょっと違うといえば違うんですが。

○藤井青少年対策担当参事 事務局のほうから説明させていただきますが、「でも危険がいっぱい！」というリーフレットにつきましては、東京都と警視庁の連名になっておりまして、東京都で今、子どもとか若者の問題を各局横断的に取り組んでいこうということで、副知事をトップにしました会議の中に、ネット・ケータイ部会を20年度つくりまして、その中で、各局でいままでバラバラに、裏面にあるような架空請求なども含めて、薬物問題とかそれぞれやっていたものを共通化して都民に提供していこうということでつくったリーフレットでございます。まだまだ既存の施策を一覧にした程度ですので、これから、これについてはさらに連携を深めて、一緒にもう少しできるものがないかという状況で、今さらに検討を進めているところでございます。

もう一つ、「作ってみよう！ファミリールール」ですが、こちらについては親子でルール

づくりをということで、19年3月に、冊子の後を見ていただきますと、インターネット、ゲームに関する家庭のルールづくりプロジェクトチームということで、メンバーにインターネット協会の方も入っていただいたり、業界の方も入っていただいて、PTA関係の方とかのご参加でつくった、家庭のルールづくりの冊子でございます。これに基づきまして、現在、グループワークを中心に、ファシリテーターというものが進行役を務めながら、学校の中に私どもが、心の東京革命の事業という形で入って行って、その中で、このテキストにあるような事例をもとに、持っているご家庭ですと、今からどういうふうにルールをつくったらいいのかという悩みもあったり、先輩のお母さん方のお話の中で、こういう形で子どもとのルールづくりをしてうまくいった事例とか、そういったものをディスカッションしながらやっている状況でございます。

現在、毎年50回程度の講座の開催というような形で、地域からのニーズでやっているものが、都としての取り組みということでございます。

○前田部会長 「ちょっと待って、ケータイ」もよくできていると思うんですが、こういうものの相互の関連といたしますか、学校で使うときに、どの系統がどういうものを使うとか、ちょっと複線になりすぎている感じもするんですね。学校現場だと、教育庁につながったものを主に使うということになっていくわけなんですかね。

○藤井青少年対策担当参事 教育委員会でも原則持ち込み禁止の取組を、1月初めに各学校あてに通知を出して、これから校内での生徒や保護者への働きかけをやるんですが、そうはいつでも、学校以外ですでに持っているお子さんが、かなり保有率が、教育委員会の調査でも高いので、そういう場合にはルールづくりということで、ファミリールール講座などを活用しながら進めていってほしいという趣旨のものを、各区市町村の教育委員会等にも流している状況でございます。

教育委員会の方が見えているので、補足していただいたほうがいいかなと思うんですが。

○西田主任指導主事（教育庁） 教育庁でございます。実際に学校のほうでも安全教育のプログラムの中に、ケータイを含めて、インターネットの適切な利用に係る取組事例を含めたプログラムを設定しています。

ただ、特設の時間帯で、学校にそうしたプログラムを外から持っていきただけではなかなか、子どものリテラシーなりあるいは情報モラルなりが高まって来ないというのがあるので、日常の指導の中でもできるようにいわゆる指導資料というようなものもこちらのほうで作成をして、実際に運用していただいているところでございますが、今お話の中にもご

ざいましたように、指導者側の理解も必ずしも十分なところがないということで、指導資料とか、実態調査の結果をモチーフにしたアピールを出したりということはしているんですけども、それを受けとめる側の指導者たる先生方の意識についても、保護者とまではいかないまでも、かなり温度差があるということは実態としてあると思うんですね。

そういった点で、私どもの取組は直接子どもたちということになるんですけども、先生方へどのような形で啓発していくのかということところが一つ大きな課題になっているかなというところがございます。

○前田部会長 どうもありがとうございました。教育庁ももちろん取り組んでくださっているわけですけども、今の話からつながらなくてもよろしいんですが.....。

どうぞ、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 たまたまきょう、区内の小学校のセーフティ教室がありまして、呼ばれて行ってきたんです。その中で、6年生のほうはN T Tが来て、インターネットに関する授業でした。5年生はケータイに関して、これは警察が来てやっていました。

私、中に入って授業を聞いていたんですけど、ネットに関しては、チェーンメールとかその辺のことは一応出してくるんです。ただ、ネットは楽しいという前提からの入り方なんですよね。

ケータイに関して、前回、安川先生がお話しになったとおり、子どもに教えちゃいけないというか、ハウツウになっちゃいけないという部分で、警察官の方すごく言葉を選んでお話ししていました。

終わった後に、教員と保護者とわれわれが話を聞いたときに、皆さんどれくらい知っているかということで、ブログと言ったらどれくらいわかるかということで手を挙げさせたんですよ。ブログですと、7割くらいの教員も手を挙げられました。プロフになると4分の1です。リアルという、裏サイトみたいな世界ですけど、リアルだったら一人の教員しかわからない状況でした。

小学校の教員だからそのレベルだと思います。中学校に上がったらその辺はもうちょっと上がるだろうけど、私の住んでいる大田区だからかもしれませんが、こんな数字が現状です。

保護者も、プロフ自体を知らない保護者が、小学校の保護者には本当に多かったです。ケータイを子どもが持ったならば、中学校に入ったらプロフが当たり前の世界になりますよね。その中にいる子どもたちがそういう状態でいいのかなというのをすごく感じて、現

状はそんなところでした。

きょう行った小学校の業者の授業にしても、警察の授業にしてもそんな感じでしたので、やらないよりはやったほうがいいたろうけど、果たしてという疑問を感じたところでしたね。

○前田部会長 授業だから全員参加で、保護者も……。

○鈴木委員 そうです。保護者も、きょうは見てもいいという形でした。

○前田部会長 保護者はどのくらい来ていらっしたんですか。

○鈴木委員 少ないですね。一クラスの1割いなかったですね。特に6年生に関しては。

○前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○大葉委員 いろいろご報告ありがとうございます。私もいろいろな委員からの発表をお聞きしての意見ですが、保護者の自己責任ということにして、子どもたちが次々と犯罪に巻き込まれていく温床を、もっと事業者の方々がシビアに、リアルにやっていただかないと困るなあと思いました。

日々、テレビでは子どもケータイとかの宣伝がありますし、子どもがトランシーバー感覚で、欲しい欲しいという感覚になります。かつての交換日記のような感覚でメールをしている状況がありますので、自己確認といいますが、アイデンティティができていく中で、親密な関係性をつくるのに、携帯電話というツールは非常に魅力的なんですよ。保護者も、プロフとか、小学生の親は知らないですし、小学生の親たちが子ども時代にはケータイがないので、私なども12年ぐらい前に初めてケータイを持ちましたのでリアリティがないんですよ。そういった、知らない、アクセスできないというところをいかに啓発していくかというところで、自己責任とか、親が悪いと言われてしまうのは、犯罪の温床というものがなすりつけ合いになってしまっているなと思います。

新谷委員もおっしゃっていたように、ケータイを購入するときに、すでに、子どもが使うものだということで、規制というのは、子どもたちは未来人ですから、日本人たちの未来を守るためにも、もっとシビアに守っていく。本当に法整備してほしいくらいです。子どもたちを殺したくないですし、子どもたち、未来の父親、母親になっていくというところで、性犯罪の対象になってほしくないですよ。

そのために、今、「安心ネットづくり」というのが10ページ目にもありましたけれども、私も渋谷区で5人の子育てをしておりますけれども、このようなパンフレットとか、安心ネットづくり促進協議会とか、全く知らないというか、情報として、生活者の中には流れ

てきていないんですね。

このパンフレットも、私の関心が啓発されていなかったために、自分からアクセスして  
いなかったせいなのかもしれませんが、どれも初めて見るものばかりです。私も子育てに  
熱意がないというほうではないと思うんですけども、インフラとして行き渡らないとい  
うことを、この協議会では、各家庭に配っていく予算が取れているのかとか、こういった  
よいもの、よい情報源にはまとまっているなと思いますので、これが確実に各家庭に配付  
されるようにするためには、教育委員会のほうで各公立中高には配付できるようにするに  
はどうしたらよいのかとか、この協議会の2年後の結果を待たずに、すぐにでも始められ  
ることがあるのであったら、そのような動きを切望いたします。

出前講座も業者さんがやっているということも初めて知りましたし、全国で3万校ある  
公立の小中高だといろんな連携をとらないと、このような啓発をする講座をやっていけな  
いんだと思います。

携帯電話を買うという場面でそのような啓発が行われるのが一番早くて安全性が高いと  
思いますので、このような声があったということをお帰りいただいた後お届けいただけ  
ればと思います。

安心ネットづくりの促進協議会の設立で、設立総会が2月27日に開催予定ということ  
で、活動の柱の中に、先日、後藤先生からお話しいただきました「児童ポルノの対策の検  
討」とか「民間による自主的取り組みの促進」というものがあるんですけども、こうい  
った会が設立されることもきょう初めて知ったんですが、設立総会には、NPOとか地域  
のボランティアグループとか、いろいろお声かけというのは実際になされているんでしょ  
うか。

○桑子氏 私はこの協議会の事務局の立場ではございませんので存じ上げていないところ  
があるんですが、少なくとも設立総会として、発起人と協議会に手を挙げている事業者及  
び団体関係が参加するという形の総会だと考えております。

○大葉委員 目的のところ、いろいろな安心ネットづくりということで、地域のボラン  
ティアグループとか中小企業や意欲ある個人とあるので、これがさらなる情報の提供がな  
いと、全く具体的ではないのではないかと……。

○桑子氏 そうですね。ご指摘のとおりだと思います。活動の柱にも入れておりますので、  
今後、まずは協議会を立ち上げて、実際は協議会の中で委員会とかワーキンググループを  
発足させて具体的な活動を進めていくというふうに聞いておりますので、そんなような中

で、NPO等を含めまして、特に活動の柱の3番目のところで動いているのかなと思って  
おります。

○大葉委員 ぜひよろしくお願いいたします。

○前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○木村委員 ご説明ありがとうございました。お話を伺っていて、日本の場合、携帯電話  
が、他の社会に先駆けて普及してしまったことの難しさ、いまだにケータイでのインター  
ネットのブラウジングでのアクセスというのは、イギリスで2割ぐらいまではいっている  
と思いますが、アメリカをはじめほとんど進んでいない状況の中で、日本だけが突出して  
しまった。今さらとめるわけにもいけませんし、事業者の方も、これも日本がある意味  
ではガラパゴス化してしまって、日本のケータイ事業者及び機器製造業者は日本市場向け  
に全部向いてしまったので、今さらこの市場を失うこともできませんし、非常に難しい問  
題だなと。

逆に外の方に、海外の研究者の方とか行政関係の方にお話ししても、日本がどう対応す  
るかということをお自分たちは勉強したいというような形、つまり青少年に対するケータイ  
の影響を言われるところなので、一方、どういうふうに対応するかで、私自身は、アメリ  
カが96年に連邦通信法を改正するときに、Communications Decency Act、通信品位法とい  
うふうに訳されておりますが、通信品位法が非常に大きな論争を呼んだときからある程度  
ウオッチはしてきて、結果的にはフィルタリングというのが一つ大きなツールにならざる  
を得ないので、少なくとも連邦レベルはそこで法制度は進めざるを得ない、それ以上に踏  
み込むのはなかなか難しいということも十分承知している。

新谷委員からありましたように、業者さんも自主的に取り組む必要はあるけれども、利  
益相反の側面がある以上、行政とか市民とか、利益相反が起きない部分がいかに積極的に  
取り組むかということも必要なのかなと。

これまで何度かこの協議会に参加させていただいて思ってきたのは、私たちの社会  
が、ある意味では自由とか利便性を非常に享受できる社会になるけれども、自由と安全は  
トレードオフの関係にあるということは間違いないことだなあと。個人が、自分の自由と  
か自分の利便性を追求しようとする、そこに、人の移動とか、情報の移動とか、物の移  
動の垣根を超えてしまったところがあって、それが一部の弱者にもものすごい負の影響を及  
ぼす可能性が出てきている。安全というものがどこかでトレードオフになってしまうけれ  
ども、私たちは自由とか利便性を捨てるというか、制限するという事はなかなかできな

いとする、安全を担保するためにコストをかけるという意識は絶対必要じゃないか。

水を飲むのがタダだと思っていたものを、知らないうちに私たちは水を買うようになっていのように、安全も買わなければいけない状況になっていかざるを得ないんじゃないかと思っていて、そのときに、子どもに関しては公的に安全を担保する、大人であれば、長嶋さんに「セコムしませんか」と言われてセコムに入ればいいのかもかもしれませんが、子どもの場合には個別にセコムに入らせるんじゃなくて、私たちのほうが利用を制限するとか、学校の中であれば、学校で十分指導したり、チェックしたりというところに人を割いたり、予算を割いたり、啓発活動にそれだけの体制をつくる必要があるということを強くメッセージとして出していかないと、個人の自主的とか、業界の任意に任せているだけでは難しい点もあるかなと。

それは国のレベルで、一律に法律でやろうとすると非常に難しい問題ですけれども、地方自治体のレベルで、むしろ自主的に、それにどこまで拘束力を持たせるかは別問題として、ボトムアップの活動をやっていくことが一つの解決の方向になるのかなということをお話を伺っていて思いました。これは完全にコメントでございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

○安川委員 学校で取り入れている安心安全ということで、外部からの講演ですが、形だけのところが多くて、うちの学校はやっていますよということで、一回やれば満足しているんですね。これでは全く意味がないとか、それを取り入れることによって、学校で何をやりたいのかというのが全く見えてこない。ただ、外部を呼んでやりましたという事実をつくりたいだけというのであっては意味がないと思いますので、何のために呼んでいるのかということ、学校の先生が目的意識を持ってやらなければ、外部に見せかけだけのものになってしまうと感じています。

ほとんどの学校がたぶん1回だけ、ドコモとか警察を呼んでやりましたというのがあればいい、と思うんですね。それであっては本当は意味がないと感じています。

ケータイ会社もかなり困っている部分があると思うんですけれども、フィルタリングに関しても、フィルタリングの重要性をわかっている方がたくさんいるんですが、販売店のレベルになるとどうなのかということ、未成年が使用するというので、フィルタリングのことをいろいろ説明すると嫌な顔をしてしまう、それで、別なケータイ会社の契約をすることで、別なところに行かれちゃまずいということで、フィルタリングに関して細かく話をしていないところがたくさんあると思います。

本当はフィルタリングのことを、危険性もわかっていれば説明したいんだけど、自分のところからほかの業者に移られたらまずいと考えている方もたくさんいると思うんです。販売店にとってのジレンマも多いんじゃないかなということは感じています。

○前田部会長 ありがとうございます。

○吉川委員 ほかの委員の方のご指摘にもありましたように、ケータイ事業者や、子ども向けのコンテンツビジネスに関与する民間事業者の自主的な安全講座では歯どめが弱いんじゃないかというご指摘を受けて思うんですけれども、今、小中学生について、学校への持ち込みは一律禁止したほうがいいというような動きがありますし、そもそも持たせなくてもいいんじゃないかという意見も出ているわけですね。

そうすると当然、ケータイのメーカーとかキャリアは子どもを市場として商売しにくくなりますから、そこを何とか食い止めようという反対の方向に動くわけですよ。

ところが、同じ方向に行けないかなと考えるのも一つの手かなと思ひまして、例えば小中学生向けに機能を限定した携帯電話であれば学校に持ち込みを許可する。例えば電話機能だけとか、親とのメールだけができるような機能制限の端末であれば許可する、あるいは、そういうのだったら持たせてもいいという形で、インセンティブをそこにつけるわけですね。そうすると、ケータイのメーカーは、自由競争の中で競って、子どもの安全対策を重視したような端末を開発して、しかも安価でやっていくので、放っておいても同じ方向に向いて、子どもを守るという方向の中で利益も追求していけるんじゃないのかなと思うんですよ。本来背反しているような業者がうまく同じ方向を向いて行けるようなきっかけをどこかで与えられないのかなと。

具体的に何がいいのかというのはわからないんですけれども、小中学校への持ち込み禁止でも、例外的に、機能を限定したものであればいいというのも一つのアイデアかなと思うんですけどね。

○後藤委員 今の吉川委員の意見に賛成ですけれども、携帯電話、この問題以外にもさまざまな害悪がもたらされておりまして、誘拐とか凶悪犯罪にプリペード式携帯電話が使われるとか、今では普通の携帯電話も使われるようになっておりますが、警察庁からの要請とか、法律もできて本人確認が求められるようになった。

まずドコモがやめたんですよ、プリペード式携帯電話の販売を。auもやめたんですよ。ちょっと確認していないんですが、犯罪に使われるようなものをつくらないということを、プリペード式携帯電話では、ある会社が選択した。



子どもの携帯電話の問題についても一緒でありまして、そういう決断を携帯電話会社ができるようにならないか、なるように誘導するようなことが、国なり公共団体なりで施策をできないのかなと思いました。

私もいい知恵がないんですけれども、せっかくこういう場をつくっているんですから、携帯電話会社さんに、そういう政策をとっていただけるような、誘導していけるような条例なりを考えていけたらいいんじゃないかなと思います。

もう1点、吉川委員が最初の質問で指摘されたことですが、桑子先生ご存じであれば教えていただきたいんですが、第三者機関の認定サイトはSNSがすごく多いと思うんですけれども、こういうのを最初に優良だと認定するというのは、どういう経緯があるのかというのは私も興味があるんですが、何かご存じですか。

○桑子氏 その辺は存じ上げていないんですが、私が思っているところは、もともと、ブラックリスト、ホワイトリストという方式を含めて検討する際に、特にSNSのサイト関係がアウトになってしまいますということがかなり議論にもなったところです。そういった経緯もございましたので、mixi等を含めた事業者は、第三者機関EMAの取組ということにかなり関心を持たれていたと当然考えられますから、認定が始まったら即、その辺の申請を上げて必要な対応をとって、一応OKになったのかなと感じています。

○後藤委員 携帯電話会社自体は、これは見れないように設定していたわけですよね。それを第三者機関がOKだとわざわざ言って、子どもが殺人とか性犯罪の被害者になるという事例が出たら、この第三者機関はどういう責任を負うんでしょうか。

○桑子氏 その責任までは入っていなかったと思うんですね。ある意味で、そういう問題が出たら再度認定を取り消すことを含めて検討されるのかなと思っています。

○後藤委員 かなり重要なことを決定されていると思うんですね。携帯電話会社がやめておこうと思ったことをわざわざいいんだよと。どういう確証があっただよと言っているのかわからないんですけれども、その点何かご存じですか。

○桑子氏 その点は存じ上げておりません。少なくとも、認定されたからこれは問題ないと言い切っていると私も考えていません。あくまでも一般的に健全と考えていいのはいかというレベルだと思っています。

○新谷委員 最初から申し上げていることですが、第三者機関で認定していただいたり審査していただいたりするのありがたいことですが、反対に、あることによって、そういったことがあってOKを出すことによって、無知な親とか子どもが被害にあってしまうと

いうことはあると思います。

学識経験者による判断基準によっているとおっしゃったんですが、それが本当に適正なものかを本当に審査していただかないと、これで OK が出たから OK なんだよと、警戒心が薄れてしまうことがあると思うんです。そういった危険をなるべく少なくしていただきたいというお願いなんです。

例えばゲーム業界で某自主レーティングの機構がありますが、15歳以上は OK です、12歳以上は OK ですと言って認定されたゲーム、某大手が発売したものが、海外では発売禁止になる。これは青少年には絶対見せない、EUで決まったり、ある外国の市長が、絶対これは売らせないと宣言したり、そういったものが、日本ではレーティングがあることによって、12歳以上 OK、中学生 OK、EUでは絶対だめとなったものが日本では OK。これはゲームソフトの自主団体がレーティングをして、OK と出してしまったことによって、子どもたちが反対に危ない状況に陥っているという事実もあります。そういったものもあるので、そういったことがないようにお願いしたいなと。そちらの学識経験者の判断基準、これは OK だと出すことに責任を持っていただきたいと思います。

先ほどから申し上げているように、親の責任はもちろんですが、私たち本当にどうしていいかわからない、現実問題として難しいところなので、社会や行政や学校やいろいろなところをお願いせざるを得ない、子どもたちを守るためにお願いするということがあります。

もう一つは学校、eルール講座、私もファシリテーターをやっていまして、各学校に行って保護者や先生方とワークショップをやりました。先々週も回りました。

そのとき学校の先生がおっしゃるのが、「ケータイは学校には持ち込み禁止だし、親の責任です。学校は忙しくてそういったことはできません。ですから親御さんがしっかり指導してください」と言い切ってしまうんです。親が二極化して、いろいろな親がいる中で、学校教育について期待するところです。

数年前までは、例えば通学路、私たちが言われていたのは、校門を一步出たら親の責任です、親がしっかり面倒を見なさいと言われていたんです。ところが、いろいろな事件があって、いろいろ社会状況が変わった中で、学校保健安全法というのができて、その中の第27条、第30条に、通学路の安全点検や安全指導まで学校でやれというのが入って、しかも、安全に力を貸してくださる人たちへの感謝の気持ちや関心を持つこと、そういったことも学校で指導しろ、子どもたち自身もそういった社会活動、安全を守る社会活動に

参加しろということを学校で指導しなさいという内容まで入ったのは非常に画期的だと思います。

例えばそういうこともあるので、今、先生方は、これは親の責任だとかおっしゃっていますが、教育庁の皆様にはがんばっていただいて、通学路の安全、そういったことも変わってきましたので、法律にも入りましたので、学校の先生たちに、親の責任はもちろんですが、できない現状を何とかということがあるので、先生方にもそういったことをお願いしたい次第です。

もう一つ、ネット社会の問題ですが、欧米ではネットの社会が、ケータイからもインターネットにつながるわけですけれども、インターネットというのは世界への窓であって、英語圏では、英知を求める上の人たちのパブリックな、非常に質の高いものになって展開した、その一方で日本は、２ちゃんねるやら、今問題になっているいろいろなマイナスの部分膨らんでしまったというのは非常に残念に思っています。

もともとインターネットの世界というのは非常にいいものであったはずだと思うんですね。ところが、日本は生活、食文化とか、人と交流するとか、身近なものに特化されてしまって、コンテンツもそうですが、そういうものが非常に広がってしまって問題が大きくなったと思います。

これはどなたにということではなく、社会全体として、ネットの世界、ケータイの中の世界も上位の価値を取り戻す努力を、業者も国民全体もしてもらいたいと思います。子どもたちに理想とか挑戦とか創造、冒険、知的興奮、未知への探求、パブリックな精神、グローバルな難題解決、そういったものが提供できて、子どもたちの興味をそっちのほうに引っ張るようなものがもっともっと広がってもらえると、そういったものでお金を取って稼いでいただきたいと思うんですね。

現実問題は難しいんでしょうが、そういった形のCSRみたいな、企業の精神みたいなものも、業界や関係団体で話し合っ、そういったものを引き上げていただけたら本当にありがたいなと思っております。こういった希望です。

○前田部会長 今の基準は、判断する有識者というのは公表されているんですね。

○桑子氏 たしか公表されていたと思います。先ほど申し上げたところは、基準をつくった方々が実際に認定をすることになるといろいろな問題もありますので、それをクリアに分離したというような形でやってきている。

それから、mixiのようなSNSのサイトに関しては、それなりの監視メンバーを置

いて健全性を維持することも、評価の中に入っていると考えています。

そうでないと、SNSのような書き込みができるサイトは一切見せられない。何を書き込まれるかわからないわけですから、それで担保しているのかなと考えています。

○前田部会長 前にほかの研究会で、モバゲーの社長を呼んで、これでいいのかという話をして、何人ぐらい要員を置いているからOK、完全にチェックするというのは無理かもしれませんが、どの程度の高さにハードルを設定するかというところは難しいと思うんですよね。

○桑子氏 それはあると思います。私もそのとおりだと思っています。

ただ、それを完全にゼロにすることができるかということ、それはあり得ない無理な話でしょうし、そうした観点で問題が起きた場合どうするのかという話になってくると、そこまでは認定サイトとしては担保できっこない話と考えています。

○前田部会長 そういうことが起これば、基準を厳しいものにアップしていくしかない。

○桑子氏 そういふことしかないと思います。

○前田部会長 ただ、ここは目立つものがズラッと並んでいるので。

○吉川委員 ここにいらっしゃる方は比較的、この関係の問題に詳しいはずなのに、EMAの認定基準、皆さんほとんど知らないですし、しかも、何でSNSが世間に認定されているのかという事情も知らない。

私も安川さんもふだん、保護者の方向けに講演をして、子どもが使うケータイにはフィルタリングは必須です、まずフィルタリングをかけていけば大丈夫ですみたいなことは言っていないといけないわけですが、推奨しているわれわれが、フィルタリングの中身について不安に感じるようであれば推奨できないですし、保護者のほうも、フィルタリングが必要なのはわかるけれども、認定機関の存在のことも説明していかないと、フィルタリングをかけても、一部のSNSなどは利用が可能になっていますけれども、ここはこういう理由で大丈夫なんですよということの説明もしていかないと、認定されてくる内容は流動的ですから、きょう現在では、もしかしたらSNSは0件だったけれども、それを信じて親が、フィルタリングをかけていけば大丈夫だと思って使わせていたのに、知らない間に認定サイトがふえてきている、SNSを知っていれば最初から許可しないつもりだったのに、知らない間に増えている、この辺のフィルタリングの中身についても保護者に説明しないといけないので、その辺の情報をわれわれはEMAさんとかから吸い上げてフィードバックする必要があるんじゃないかと思いますね。

○木村委員 インターネットをパソコンで利用する場合、例えば小学校、中学校ですと、子どもと一緒に親がやる、使い方を一緒に、ある意味では親も学んで、子どもに、こういうところは危ないよというふうに、画面を見ながら、家庭によってはリビングに置くようにできるのに対して、ケータイはパーソナルで、親が覗くわけにいかないという、機器としての特性が非常に大きいなど、今お話を伺っていて思いまして、そのときに、契約者は親だとすれば、子どもが見たサイトは全部わかるようにするとか、別なうまいことで、親と子どもが共有するところが、子どもを育てていく上では大切で、そうすれば、ある程度未然に防げるものも膨らんでくるように思いまして、そこら辺知恵を絞って、ケータイのパーソナル空間をいかにコントロールできるかということも、業界の方も含めて今後話し合っていく機会があればと。ちょっと思いつきなんですけれども。

○前田部会長 パソコンのほうはかなりそれをやっていたらしゃるんですよね。親が、子どもが何を見たかわかるような対応をするということ。ただ、ケータイは、それは非常に難しいということですね。

○吉川委員 一つ参考に。NTTドコモだけですけれども、アクセス履歴確認のサービスがあります、無料で。

○前田部会長 だれが何を見たかわかるんですか。

○吉川委員 わかります。パソコンで確認できるようになるんですね。

○前田部会長 技術的にやれないことはないんですね。

○吉川委員 今はドコモですが、それを推奨していけば、他社も追従して行くんじゃないのかなと思います。

○前田部会長 知恵を絞ればいろいろあり得るということですね。

○吉川委員 はい。需要が出てきたら、供給する側もそっちのほうに力を入れると思うんですよね。

ある県警の方が前に懸念されていたのが、いわゆる携帯電話であればモバイルフィルタリングがかかってくるんですけれども、携帯電話の形をしていてもケータイにならない、ソフトバンクのiPhoneとかありますよね。これはモバイルフィルタリングがかかってこないの、子どもが持つとすごく心配ですと言っていました。パソコンほど高機能じゃないので、フィルタリングソフトも入れられないので、あれが子どもに人気が出てきた場合、どうやって守っていくんだらうかと懸念されていました。

○前田部会長 いろいろ細かい議論にもご関心があるかと思うんですが、議論の最後に

副会長に。

○加藤副会長 質問も含めてですけれども、今のお話を伺っていると、一番大切なのは、第三者機関を本当の第三者機関にすることだろうと思うんですね。

僕はおそらくこの中で一番わからないだろうと思うんですが、問題の一つは、委員の方がみんな言っていたように、保護者の理解を促進するとか、先生方の理解を促進することと、もう一つは、第三者委員会が非常に重要だということを言ったのは、理解が促進したから解決できる状態にないと僕は思っているんです。

その理由の一つは、アメリカと日本の中学生の子どもを持った母親の調査があるんですが、子どもが、見たくないテレビを見ていたとき、見たくない雑誌を見ていたとき、あなたはやめさせますか」という質問をすると、やめさせたいと思うけれども、やめろ、見るなと言えないのが日本の母親、アメリカの母親の場合はやめさせる。だから、理解をして、これはやめさせたほうが良いと言っても、なかなかそれが実行できないんじゃないかと感じたんです。

「でも危険がいっぱい！」を見ても、なぜフィルタリングサービスが徹底されないか、一番多いところが、子どもがごねるところがあるんですね。

前回の安川委員の発表でも、盛んに安川委員が、家庭の親子のことに触れられておりましたけれども、僕は全くそれに賛成だったんですが、それを今、この協議会で取り上げて、日本の親子がこういう現状だと嘆いてみても解決にならないので、こういう問題を日本の親子は含んでいる、したがって、理解することと同時に、日本の親子の問題を解決しなければならぬけど、当面、本来親子が果たすべき役割をどこかで果たす代理の機関を持たなきゃならない。

おそらく代理の機関が第三者機関なんだろうけれども、実際に安全性を確保しているわけじゃないですからね。ここがあるから安心だと人は思っちゃうけれども。

そういうことを考えると本当に難しいなと感じざるを得ないんですが、吉川委員が言われたように、こういう機能だけついているケータイを出すとか、全体で合意ができるようなものを提言して条例化していくよりしょうがないのかなという気がするんですが、僕は個人的には小学生はケータイは要らないと思っているんですが、つくづく感じるのは、カミュは、「学ぶことには順序がある」と言ったのを今しみじみ思い出しているんですが、ケータイとかネットとか、最初に学び出す順序が間違っていて、もっと学ぶべきことをたくさん学んで、学んだ後で、きちんとした心理的な状態に達したときにケ

ータイを学ばばいい、ケータイというか、その種のいろいろなことを学ばばいいのではないかなと感じたわけです。

木村委員が、今さらやめられないと言われたように、確かに今さらやめられないんだと思いますけれども、木村委員が総会のときに、9割の健全な部分と、1割の健全でない部分があって、9割の部分を犠牲にすることはいけないと。僕も確かにそのとおりであると思うんですが、この1割の被害があまりにも大きい。

後藤委員の発表を聞いていても、確かに9割は健全なんだけど、1割のマイナスがケタ違いになっている。そこをどういう具合にしようかということで、いろんなことが、ネットだケータイだということが、いじめ、児童ポルノを中心として、日本の社会のゆがみがそこにあらわれているようなところがあるので、これをいじってどうこうなるものだとは思わないんですけれども、そういう意味で、みんなして知恵を出し合いながら、この難しい問題をきちんと、最低限80点取れるぐらいの提言をしていきたいと思いました。

以上です。

○前田部会長 ご意見もあろうかと思いますが、お約束した時間も尽きてまいりましたので、この続きをまたさらに深めてまいりたいと思います。

桑子さん、お忙しい中どうもありがとうございました。完全にケータイの代表ではないのに代弁していただく形になって申し訳なかったんですが。

事務局のほうで何かございますか。

○藤井青少年対策担当参事 次回の専門部会ですが、3月26日、木曜日、夜間に予定させていただきたいと考えております。第5回は4月24日、金曜日の午後に開催を予定しております。議題は「ネット・ケータイの有害情報及び有害行為への対応について」ということでご審議を深めていただければと思っております。詳細につきましては後日またご通知を差し上げたいと思っております。

○前田部会長 ありがとうございます。今、資料を追加していただいていますけれども、これは安川委員からのご案内ということですね。

○安川委員 事業のほうでやるものですので、もしお時間の都合がございましたらぜひ参加していただければと思います。

○前田部会長 ありがとうございます。それでは、きょうはこれで閉じさせていただきます。次回以降よろしく願いいたします。

午後8時28分閉会